

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)          実施 平成11年7月1日</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)          実施 平成11年7月1日</p>
<p>附 則 (平成30年3月26日 N S才第00323192号)</p> <p>1 (略)          (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。</p> <p>ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能</p> <p>イ 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、S T M方式のもの</p> <p>ウ 第8種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、品目が0.5Mb/sのもの</p> <p>エ 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、品目が非対称型のもの</p> <p>オ 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、その契約者回線の終端において、当社のアクセスデータ通信サービス又はイーサネット通信サービスと接続しているもの</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>附 則 (平成30年3月26日 N S才第00323192号)</p> <p>1 (略)          (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p><a href="#">カ 第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、その利用形態が相互バックアップ（2のI P通信網サービス相互間において、一方のI P通信網サービスが利用できない状態となったときに、もう一方のI P通信網サービスを利用して通信を行う設定となっているものをいいます。）にあたるもの</a></p> <p>3～7 (略)</p>
	<p><a href="#">附 則 (令和6年9月25日 C N S 1 才第000400007750-01号)</a>          (実施期日)</p> <p>1 <a href="#">この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</a></p>

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(経過措置)

2 当社は、N S才第00323192号（平成30年3月26日）の附則の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス及び第8種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、その利用形態が相互バックアップ（2のI P通信網サービス相互間において、一方のI P通信網サービスが利用できない状態となったときに、もう一方のI P通信網サービスを利用して通信を行う設定となっているものをいいます。）にあたるものを廃止します。

3 N S才第00323192号（平成30年3月26日）の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって次のとおり変更します。

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能

イ 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、S T M方式のもの

ウ 第8種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、品目が0.5Mb/sのもの

エ 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、品目が非対称型のもの

オ 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、その契約者回線の終端において、当社のアクセスデータ通信サービス又はイーサネット通信サービスと接続しているもの

カ 第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、その利用形態が相互バックアップ（2のI P通信網サービス相互間において、一方のI P通信網サービスが利用できない状態となったときに、もう一方のI P通信網サービスを利用して通信を行う設定となっているものをいいます。）にあたるもの

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。